

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 29 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 M I R A I E株式会社 代表取締役 中野 栄次

住所 愛知県名古屋市東区代官町 40 番 15 号

名称 M I R A I E青葉区芋沢栗生沢東太陽光発電設置事業

種別 区画形質の変更、工作物の新築

目的 地上設置型太陽光発電所を設置するため

内容 未耕作地（荒廃地）約19,865㎡（公募面積19,614.48㎡）を対象に、除草・伐根等を行い、太陽光発電パネル（1,134mm×2,382mm）2,220枚設置して太陽光発電を実施する。太陽光発電パネルは、回転貫入式杭を用いた鋼製架台上に設置する。本事業により、計画地内の造成は行わず、現況地形をそのまま利用する。

位置 仙台市青葉区芋沢字栗生沢東 2 番、4 番、7 番、10 番、11 番 1、11 番 2、12 番、14 番、46 番 1、49 番 1、50 番 1、51 番 1、52 番 1、53 番 1、56 番

面積 約 19,865.54 ㎡

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。